

岐阜県公報

第二千二百二十二号
平成二十二年二月十二日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども家庭課) 九五^{ページ}

告示

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 一〇〇

解除予定保安林とする旨の通知 (同) 一〇三

土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 一〇三

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果 (監査委員) 一〇五

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 一〇六

土地改良事業の施行同意 (農地計画課) 一〇七

市営土地改良事業の換地処分 (同) 一〇七

指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 一〇七

指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 一〇七

指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 一〇八

規則

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和四十年岐阜県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「貸付決定(不承認)通知書(別記第十一号様式)」を「貸付決定通知書(別記第十一号様式)又は貸付不承認通知書(別記第十一号様式)」に改める。

第七条第一項中「知事が発する貸付金償還金納入通知書(別記第十三号様式)に基づき、納付」を「岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)以下「会計規則」という。(第二十一条第一項に規定する納入通知書により納付)に改め、同条第二項中「貸付金償還金納付書(別記第十四号様式)」を「会計規則第二十一条第三項に規定する納付書」に改める。

第七条の三中「岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)第三十三条に基づき督促状(別記第十四号様式の三)」を「会計規則第三十三条第一項に規定する督促状」に改める。

第十八条第一項中「の長及び」を「及び」に改める。
別記第一号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

(表)

捨印	申請者	連帯債務者	連帯保証人	法定代理人

母子 福祉資金貸付申請書
 寡婦

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

次のとおり母子(寡婦)福祉資金の貸付けを受けたいので関係書類を添えて申請します。

申請者

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

生年月日 昭和 年 月 日 (歳) 電話番号(自宅) ()
平成 年 月 日 (歳) 電話番号(携帯) ()

連帯債務者

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

生年月日 昭和 年 月 日 (歳) 電話番号(自宅) ()
平成 年 月 日 (歳) 電話番号(携帯) ()

私は連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

生年月日 昭和 年 月 日 (歳) 電話番号(自宅) ()
平成 年 月 日 (歳) 電話番号(携帯) ()

私は法定代理人として申請者が次のとおり母子福祉資金の申請をする事に同意します。

法定代理人

(郵便番号)

住所

フリガナ

氏名

生年月日 昭和 年 月 日 (歳) 電話番号(自宅) ()
平成 年 月 日 (歳) 電話番号(携帯) ()

資金の種類		申請金額		借入期間			
資金		円(月額) 円)		平成 年 月から平成 年 月まで			
貸付を受けようとする理由及び返済資金	(理由)			償還の方法(で囲む)及び回数			
	(資金)			月賦・半年賦・年賦 回			
			償還期間				
				平成 年 月から平成 年 月まで			
振込金融機関名		銀行	支店	金融機関・支店コード		口座番号	
家庭の状況	続柄	氏名	生年月日	同別居	職業	勤務先、学校等	月収(各種年金手当等を含んだ額)
			T・S・H 年 月 日				万円
			T・S・H 年 月 日				万円
			T・S・H 年 月 日				万円
			T・S・H 年 月 日				万円

別記第四号様式注を削る。
別記第十一号様式中「年3%」を「年%」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

母子
寡婦
福祉資金貸付不承認通知書

母子 福祉資金の貸付けについて
寡婦
年 月 日付けで申請のありました
は、次の理由により不承認としたので通知します。

貸付不承認の理由

別記第十二号様式中「中 3%」を「中 %」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式を次のように改める。

第13号様式及び第14号様式 削除

別記第十四号様式の三を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

(裏)

申 請 者	勤務先	収入(月額)		支出(月額)	
	勤務形態		円		円
住宅状況 (で囲む)	1 持ち家		円		円
	2 借家		円		円
	3 公営住宅		円		円
	4 その他 ()		円		円
配偶者のない女子(寡婦)となった原因 (で囲む)	1 病死		円		円
	2 交通事故死		円		円
	3 その他死別		円		円
	4 離婚		円		円
	5 遺棄		円		円
	6 海外在住		円		円
	7 生死不明		円		円
	8 法令拘禁		円		円
	9 精神障害		円		円
	10 身体障害		円		円
	11 未婚		円		円
	12 その他 ()		円		円
同上発生年月日	昭和 平成 年 月 日		円		円
子の扶養の有無 (寡婦のみ) (で囲む)	1 有		円		円
	2 無		円		円
	3 特例寡婦		円		円
		計	円	計	円

保証人	申請者との関係	勤務形態	勤務先	勤務年数	月収
				年	万円
主な資産			負債		

他からの借入金の状況	借入金の種類			
	借入金額	円	円	円
	借入年月日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	未償還額	円	円	円
	償還方法(で囲む)及び1回の償還額	年賦・半年賦・月賦 円	年賦・半年賦・月賦 円	年賦・半年賦・月賦 円
	償還完了予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	実施機関			
	備考			

施設等	区分	修学・修業等施設名	学年制	現在の学年	卒業(修了)年月	通学(で囲む)
					平成 年 月	自宅・自宅外

- 注意 1 印欄は、記入しないこと。
 2 「連帯債務者」欄は、修学資金、修業資金、就職支度資金(配偶者のない女子が扶養している児童(子)に係るもの)又は就学支度資金を申請する場合のみ記入すること。
 3 「法定代理人」欄は、児童(子)が借受人となる場合に、法定代理人が記名、押印すること。
 4 「家庭の状況」欄は、申請者が現に扶養している児童(子)その他の家族(申請者が配偶者のない女子(寡婦)に扶養されている場合は、その配偶者のない女子(寡婦)が扶養している児童(子)その他の家族)について記入すること。
 5 「扶養の有無」欄は、寡婦福祉資金申請者のみ記入し、母子及び寡婦福祉法附則第6条に基づく者については特例寡婦とし、該当する番号を で囲むこと。
 6 「他の借入金の状況」欄は、他の借入金及び母子寡婦福祉資金による他の貸付金をもれなく記入すること。
 7 「施設等」欄は、修学資金、修業資金、就学支度資金又は技能習得資金を借り受けようとする場合に修学・修業先について記入すること。

福祉事務所受付欄	県受付欄	
整理番号		

告 示

岐阜県告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷栃尾字前平六一八の五八、六二五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市高根町野麦字カラ谷六四六の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字小郷東三の六一二、三の六一四、三の六一五、三の六一九から三の六二二まで、三の六二五から三の六三一まで、三の六三三、三の六三五、三の六三六、三の六四五、三の六四六、三の七六三、三の七六七、三の七六九、三の七七二、三の七七四、三の七七六、三の七七八、三の七八〇、三の七八三、四の一五四から四の一五九まで、四の一六五から四の一七八まで、四の一七五、四の一七六、四の二四一、四の二七六、四の二七八、三の六一七・三の六一八・三の六二三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市東野字小野川新田二三八七の二、上矢作町漆原字越沢九六六から九六八まで、九六九の一、九七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市三郷町野井字法仙寺一七七、一八三、一八七の一四、明智町東方字前田八三二の一、八三五の一、字大丸山一四三三の一、字黍平一四三三の一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第七十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町金山字修羅本谷三七一六の一、三七一六の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市乗政字欠ヶ平二六三三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字味屋一六六から一六八まで、一七二から一七四まで、一七九、

一八〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町弓掛字上平六七一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上村字門洞二二九八の一・二二九九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

岐阜県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

岐阜県告示第八十三号

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東横山字下山三の七・九の一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

岐阜県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

岐阜県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

岐阜県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

岐阜県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

白川村

二 事業の種類

(仮称) 白川村寺尾駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県大野郡白川村大字鳩谷寺尾地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三号第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である白川村は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県大野郡白川村大字鳩谷寺尾地内に駐車場を整備することにより、道路利用環境の向上を図るものである。

白川村は、第五次総合計画に基づき、広域交通網及び村内交通網の整備並びに観光客増加への対応を図るために駐車場整備を行っている。しかしながら、東海北陸自動車道の開通に伴い、世界文化遺産である白川郷荻町合掌造り集落への自動車での来訪者が急激に増加したことにより、駐車場不足が顕著となり、早期の駐車場整備が必要となっている。

本件事業によって駐車場が整備されることにより、白川郷荻町合掌造り集落への来訪者の利便性が向上し、渋滞及び路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、

本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地(以下「本件起業地」という。)には希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められない。また、本件起業地は全域が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十三条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地にあたるが、白川村教育委員会との協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしているため、影響は軽微であると認められる。したがって、本件事業の施行により失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。さらに、本件事業は白川郷荻町合掌造り集落への来訪者が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、白川郷荻町合掌造り集落への来訪者の利便性が向上するとともに、危険な集落内の渋滞及び路上駐車が改善されること等が期待されることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

白川村役場産業課

監査報告書告示

岐阜県福知経済局長 第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十二年一月二十八日に執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成二十二年二月十一日

岐阜県福知経済局	監	社	岐	大
岐阜県福知経済局	足	立	津	塚
岐阜県福知経済局	輪	沢	野	一
岐阜県福知経済局	水	谷	穂	二
岐阜県福知経済局	井	田	正	穂

1 監査実施機関数

区 分	監査実施 団 体 数	監査結果件数		所管機関 指 摘 等
		指摘事項	指導事項	
補助金等交付団体	20	5	3	2
				5

2 監査結果

(1) 補助金等交付団体

平成22年 1月28日に実施した補助金等交付団体に関する監査結果です。
すべての監査結果について、監査対象機関に対し指摘又は指導を行いました。

実 施 日	補助金等の名称	実施団体名	指摘事項		指導事項
平成22年 1月28日	岐阜県私立専修学 校及び各種学校教 育振興費補助金	学校法人神野 学園	なし		なし
	岐阜県私立専修学 校及び各種学校教 育振興費補助金	学校法人平野 学園	なし		なし
	岐阜県私立高等学 校等授業料軽減補		なし		なし

助金				
岐阜県結核子防費 補助金	なし			なし
岐阜県商工会及び 商工会議所補助金	大垣商工会議 所	なし		1件
岐阜県商工会及び 商工会議所補助金	羽島商工会議 所	なし		なし
岐阜県商工会及び 商工会議所補助金	関商工会議所	なし		なし
飛騨・美濃じまん 育成支援事業費補 助金		なし		なし
岐阜県文化財保護 費補助金	宗教法人武並 神社	なし		なし
社会福祉施設等施 設整備費補助金	社会福祉法人 あゆみの家	なし		なし
障害者自立支援基 盤整備事業費補助 金		なし		なし
岐阜県事業者コ又 ト対策事業交付金		なし		なし
知的障害者等地域 生活移行促進事業 費補助金		なし		なし
産休等代替職員補 助金		なし		なし
障害者自立支援基 盤整備事業費補助 金	特定非営利活 動法人あけぼ の会	なし		なし
岐阜県精神障害者 等関係施設費補助 金	社会福祉法人 舟伏	なし		なし
岐阜県精神障害者 等関係施設費補助 金	医療法人香風	1件	補助対象外経	なし

等関係施設費補助金	会		費の計上	
岐阜県看護師等養成所運営費補助金	社団法人岐阜市医師会	1件	補助金の過大受給	なし
岐阜県看護師等養成所運営費補助金	社団法人大垣市医師会	なし		1件
生活交通路線維持費補助金	名阪近鉄バス株式会社	なし		なし
路線維持合理化促進補助金		なし		なし
車両購入費補助金		なし		なし
岐阜県土地地区画整理事業補助金	北方町加茂土地地区画整理組合	なし		なし
市町村地域生活支援事業費補助金	岐阜市	なし		なし
岐阜県農業農村整備事業補助金	本巣市	なし		なし
岐阜県農業農村整備事業補助金	神戸町	なし		なし
岐阜県農業農村整備事業補助金	郡上市	なし		なし
岐阜県農業農村整備事業補助金	中津川市	1件	補助金の過大受給	なし
岐阜県農業農村整備事業補助金	飛騨市	なし		なし

このうち、主な監査結果は次のとおりです。

実施団体名	内 容
医療法人香風会	精神障害者等関係施設費補助金において、下記のとおり補助対象外経費が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 施設の運営に当たり直接必要な経費とは認められない他

施設益踊り寸志、苦情処理委員への歳暮、全国精神障害者社会復帰施設協会資金カンパなど25,400円が補助対象となっていた。
2 落雷事故に伴う配電盤等修理のため1,308,780円を支出していたが、施設は補助対象外となる地域活動支援センターを併設しており、按分により経費を算定すべきところ、全額を支出していたことにより、対象外施設分392,634円が補助対象となっていた。

社団法人岐阜市医師会
岐阜県看護師等養成所運営費補助金において、養成所における専任職員ではない者を含めて算出していたことにより、補助金536,000円が過大受給となっていたので、今後は適正に処理されたい。

また、監査対象として補助金等を所管する機関に対して、次のとおり指導等を行い、是正、改善又は検討を求めました。

実施年月日	機 関 名	補助金等交付団体名	監査結果
平成22年 1月28日	保健医療課	医療法人香風会	補助対象外経費の認定
	医療整備課	社団法人岐阜市医師会	補助金の過大交付
		社団法人大垣市医師会	補助対象経費の精査及び明確化
	恵那農林事務所	中津川市	指摘
	農地整備課	本巣市、神戸町、中津川市、飛騨市	検討 補助対象基準の明確化

公 庫

岐阜県非営利活動法人の定款変更届出申請書

岐阜県非営利活動法人の定款変更届出申請書 (平成二十年秋第1号) 第115号第3頁の親取リより岐阜県非営利活動法人の定款変更届出申請書の申請があったので、同条第5項に基づき第10条第11項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中部環境資源ネットワーク
- 三 代表者の氏名 伊藤 宣久
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市茄子川二〇七七番地の三三三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に対して持続可能な「自然共生型社会」「循環型社会」「脱温暖化社会」「安全・安心で質の高い社会の実現」を目指す事業を行うと共に、他機関、諸団体の関連組織とのネットワーク化を図りつつ、既有財産の有効利用の促進・発展、持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
高山市	漆垣内地区	平成二二・二・三

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法

第五十四条第三項の規定により、飛騨市営土地改良事業美ノ輪地区の換地処分を平成二十二年一月十八日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二四八	育成・更生	平成二二・二・一
タジミ薬局	多治見市広小路二三八	同	同
ひがし調剤薬局	美濃加茂市本郷町九一八四七	同	同
有限会社まるみ薬局	中津川市淀川町三八	同	同
たかや調剤薬局	本巣郡北方町高屋白木二六〇	同	同
あおば薬局	高山市桐生町四二六七三	同	同
シモタ薬局平和店	多治見市平和町七七六	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定

自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 更 月 日
たなせ調剤薬局	瑞穂市唐栗一七五 三	育成・更生	平成 三・一・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年二月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 辞 退 月 日
平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二 四八	育成・更生	平成 三・三・三
ジツブドラッグ川島薬局	各務原市川島松原町字山神前四〇二一	同	同
たかや調剤薬局	本巣郡北方町高屋白木二 六〇	同	同

平成二十二年二月十二日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一 号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社